

平成28年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 教育警察分科会資料

I 付託議案審査

- 議案第135号「平成28年度三重県一般会計補正予算(第4号)」
○ 議案第168号「平成28年度三重県一般会計補正予算(第5号)」
..... 1頁

- 議案第153号「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」
..... 2頁

II 所管事項調査

- 平成29年度当初予算要求状況について 19頁

【別添資料】

改正道路交通法に関するパンフレット

平成28年12月

警察本部

平成28年度三重県一般会計補正予算(第4号及び第5号)

1 平成28年度三重県一般会計補正予算(第4号及び第5号)警察本部関係の概要

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正予算(4号)	補正予算(5号)	補正後の予算額
警察費		39,090,371	△ 827,387	146,682	38,409,666
	警察管理費	35,195,162	△ 472,274	146,682	34,869,570
	警察活動費	3,895,209	△ 355,113	0	3,540,096

2 平成28年度三重県一般会計補正予算(第4号)警察本部関係の概要

(単位:千円)

項・目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	主な増減内容
警察管理費	35,195,162	▲ 472,274	34,722,888	
公安委員会費	7,789	231	8,020	活動日数の増に伴う公安委員報酬の増額
警察本部費	33,235,817	▲ 517,639	32,718,178	給与費(▲461,428) 給料、職員手当、共済費の再算定に伴う減額 警察本部、警察署等庁舎光熱水費の減額
装備費	393,295	6,040	399,335	ヘリコプター法定点検経費の増額
警察施設費	564,675	5,120	569,795	四日市北警察署造成工事関係経費の増額
運転免許費	938,494	39,364	977,858	高齢者講習受講者の増に伴う講習委託料の増額
恩給及び退職年金費	55,092	▲ 5,390	49,702	支給対象者の減
警察活動費	3,895,209	▲ 355,113	3,540,096	
一般警察活動費	316,537	▲ 2,861	313,676	被留置者食糧費の減額
刑事警察費	2,190,637	▲ 311,828	1,878,809	テロ等対策費(▲391,975) 伊勢志摩サミット警備関係経費の執行残等の減額 刑事警察活動費(55,495) 刑事訴訟法の改正に伴い必要となる機器等購入費の増額 災害警備対策費(38,017) 三重県警察災害警備本部高度化改修費等の増額
交通指導取締費	479,288	▲ 8,126	471,162	放置駐車管理システム改修委託料の執行残等の減額
交通安全施設整備費	908,747	▲ 32,298	876,449	国補交通安全施設整備費(▲41,743) 国庫補助金の減額に伴う事業量の精査 県単交通安全施設整備費(15,461) 交通信号機移設工事費の増額 交通安全施設維持費(▲6,016) 交通安全施設管理委託料の執行残等の減額
警察費合計	39,090,371	▲ 827,387	38,262,984	

議案第153号 「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」

1 提案理由

道路交通法等の一部改正に鑑み、「三重県警察関係手数料条例」(平成12年三重県条例第22号)の規定を整備するものである。

2 改正の内容

(1) 高齢運転者に対する講習に係る手数料の改定

ア 臨時高齢者講習に係る手数料の新設

公安委員会は、75歳以上の運転免許保有者が、認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定められた違反行為(信号無視、通行禁止違反等)をしたときは、一定の場合を除き、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとされ、その検査の結果、一定の基準に該当した者に対しては、臨時高齢者講習を行うこととされたため、臨時高齢者講習の手数料を新設する。

イ 運転免許証更新時に実施する高齢者講習に係る手数料の改定

75歳以上の運転免許保有者の運転免許証更新時に実施する高齢者講習について、認知機能検査の結果が認知機能の低下又は認知症のおそれがあると判断された者に対する講習を高度化するとともに、それ以外の者に対する講習が合理化(短縮)され、70歳以上75歳未満の運転免許保有者の運転免許証更新時に実施する高齢者講習についても合理化(短縮)されたため、高齢者講習の区分を見直し、それに応じ手数料も改定する。

(2) 準中型自動車免許等に係る手数料の新設等

自動車の種類として、新たに準中型自動車が、また、免許の種類として、新たに準中型自動車免許及び準中型自動車仮免許が設けられたため、準中型免許等に係る試験、再試験等の手数料を新設等する。

3 施行期日

平成29年3月12日

別 添

運転免許試験手数料等一覧表

別表第7 (第8条関係)

単位 (円)

手 数 料 項 目		改正手数料	現行手数料	増減額	
11 運 転 免 許 試 験 手 数 料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	指定教卒業者及び検査合格者	1,600	1,600	±0
		特定失効者及び特定取消処分者	1,900	1,900	±0
		一般	4,400	4,400	±0
		一般 (貸車料含む)	7,050	7,400	-350
	普通自動車免許に係る試験	指定教卒業者及び検査合格者	1,750	1,750	±0
		特定失効者及び特定取消処分者	1,850	1,850	±0
		一般	2,200	2,200	±0
		一般 (貸車料含む)	3,100	3,100	±0
	特定第一種運転免許 (大特、大二輪、普二輪又は牽引免許をいう。以下同じ) 又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	指定教卒業者	1,750	1,750	±0
		特定失効者及び特定取消処分者	1,900	1,900	±0
		一般	2,950	2,950	±0
		一般 (貸車料含む)	4,500	4,500	±0
	小型特殊自動車又は原動機付自転車免許に係る試験	特定失効者及び特定取消処分者	1,850	1,850	±0
		一般	1,500	1,500	±0
	大型・中型・普通自動車第二種免許に係る試験	指定教卒業者	1,750	1,750	±0
		特定失効者及び特定取消処分者	1,900	1,900	±0
		一般	4,550	4,550	±0
		一般 (貸車料含む)	7,650	7,650	±0
	仮運転免許に係る試験	修了検定合格者	1,700	1,700	±0
		免許失効(6月～1年)	1,550	1,550	±0
一般		2,850	2,850	±0	
一般 (貸車料含む)		4,400	4,400	±0	
12 検査手数料	大型・中型・準中型仮免許	4,050	3,650	+400	
	大型・中型・準中型仮免許 (貸車料含む)	6,700	6,650	+50	
	普通仮免許	3,850	3,850	±0	

手 数 料 項 目	改正手数料	現行手数料	増減額
普通仮免許 (貸車料含む)	4,750	4,750	±0
13 審査手数料			
審査	1,450	1,450	±0
審査 (貸車料含む)	3,000	3,000	±0
14 免許証交付手数料			
第一・第二種免許	2,050	2,050	±0
併記(各種類記載ごと)	200	200	±0
仮運転免許	1,100	1,100	±0
15 免許証再交付手数料			
第一・第二種免許	3,500	3,500	±0
仮運転免許	1,100	1,100	±0
16 技能検定員資格者証交付手数料	1,100	1,100	±0
17 技能検定員審査手数料			
大型・中型・準中型免許	23,100	23,450	-350
普通免許免許	19,650	19,650	±0
特定第一種	14,500	14,500	±0
大型・中型・普通第二種免許	21,700	21,700	±0
18 教習指導員資格者証交付手数料	1,100	1,100	±0
19 教習指導員審査手数料			
大型・中型・準中型免許	14,600	14,950	-350
普通免許	11,800	11,800	±0
特定第一種免許	9,400	9,400	±0
大型・中型・普通第二種免許	12,750	12,750	±0
20 再試験手数料			
準中型免許	2,000		
準中型免許 (貸車料含む)	4,650		
普通免許	1,950	1,950	±0
普通免許(貸車料含む)	2,850	2,850	±0
大型・普通自二免許	1,750	1,750	±0
大型・普通自二免許 (貸車料含む)	3,300	3,300	±0
原付免許	1,050	1,050	±0
21 免許更新手数料	2,500	2,500	±0
22 経由手数料	550	550	±0
23 運転経歴証明書交付手数料	1,000	1,000	±0
24 運転経歴証明書再交付手数料	1,000	1,000	±0

手 数 料 項 目		改正手数料	現行手数料	増減額	
25 国外運転免許証交付手数料		2, 400	2, 400	±0	
26 講 数 料	安全運転管理者等講習 (※)	750	750	±0	
	取消処分者講習 (※)	2, 350	2, 350	±0	
	停止処分者講習 (※)	2, 100	2, 100	±0	
	取得時講習 (※)	大型・中型・準中型 (普免保有者)	4, 100	4, 650	-550
		準中型(普免非保有者)	3, 400		
		普通免許	2, 450	2, 450	±0
		大型自二免許	4, 100	4, 100	±0
		普通自二免許	4, 000	4, 000	±0
		原付免許	1, 400	1, 400	±0
		大型・中型・普通第二 種免許	3, 100	3, 100	±0
		応急救護処置講習	1, 300	1, 300	±0
		指定教習所職員講習 (※)	650	650	±0
	初心運転者講習 (※)	準中型免許	2, 150		
		普通免許	2, 050	2, 050	±0
		大型自二免許	2, 700	2, 700	±0
		普通自二免許	2, 550	2, 550	±0
		原付免許	2, 400	2, 400	±0
	更新時講習	優良運転者講習	500	500	±0
		一般運転者講習	800	800	±0
		初回・違反運転者講習	1, 350	1, 350	±0
特定失効		800	800	±0	
高齢者講習	合理化講習 (70～74歳) (小型特以外)	4, 650			
	合理化講習 (75歳以上) (小型特以外)	4, 650			
	高度化講習 (小型特以外)	7, 550			
	臨時高齢者講習 (小型特以外)	5, 650			
	合理化講習 (70～74歳) (小型特)	2, 000			
	合理化講習 (75歳以上) (小型特)	2, 000			

手 数 料 項 目	改正手数料	現行手数料	増減額
高度化講習 (小型特)	4,300		
臨時高齢者講習 (小型特)	2,400		
違反者講習			
社会参加活動なし	13,200	13,200	±0
社会参加活動あり	9,050	9,050	±0
自転車運転者講習 (※)	1,900	1,900	±0
27 通知手数料	900	900	±0
28 チャレンジ講習手数料	2,650	2,650	±0
29 特定任意講習手数料	1,350	1,350	±0
30 特定任意高齢者講習手数料	1,500	1,500	±0
31 認知機能検査手数料	650	650	±0

(※) 講習手数料については1時間当たりの額

技能検定員審査手数料から減ずる額一覧表

別表第8 (第8条第1項第17号関係)

単位 (円)

手 数 料 項 目	改正手数料 (手数料の額から減ずる額)	現行手数料 (手数料の額から減ずる額)	増減額	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型・中型・準中型	4,000	4,000	±0
	普通	3,600	3,600	±0
	特定第一種免許	1,300	1,300	±0
	大型第二種等	4,250	4,250	±0
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型・中型・準中型	6,700	6,700	±0
	普通	6,100	6,100	±0
	特定第一種	2,100	2,100	±0
	大型第二種等	7,400	7,400	±0
3 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型・中型・準中型	2,450	2,450	±0
	普通	1,950	1,850	±0
	特定第一種	1,950	2,100	±0
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型・中型・準中型	2,450	2,450	±0
	普通	1,950	1,950	±0
	特定第一種	1,950	1,950	±0
5 技能検定の実施に関する知識	大型・中型・準中型	2,000	2,000	±0
	普通	1,950	1,950	±0
	特定第一種	2,500	2,500	±0
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型・中型・準中型	1,750	1,750	±0
	普通	2,100	2,100	±0
	特定第一種	2,550	2,550	±0
	大型第二種等	3,700	3,700	±0
7 自動車運転代行業等に関する法令の知識	2,550	2,550	±0	
1 及び 2 のいずれも免除される場合 (1及び2の合計額に加算される額)	大型・中型・準中型	2,450	2,800	-350
	普通	850	850	±0
	特定第一種	1,050	1,050	±0
	大型第二種等	3,100	3,100	±0
3 及び 4 のいずれも免除される場合 (3及び4の合計額に加算される額)	大型・中型・準中型	550	550	±0
	普通	350	350	±0
	特定第一種	350	350	±0

教習指導員審査手数料から減ずる額一覧表

別表第9（第8条第1項第19号関係）

単位（円）

手 数 料 項 目	改正手数料 (手数料の額から減ずる額)	現行手数料 (手数料の額から減ずる額)	増減額	
1 教習指導員として必要な自動車 の運転技能	大型・中型・準中型	4,000	4,000	±0
	普通	3,600	3,600	±0
	特定第一種	1,300	1,300	±0
	大型第二種等	4,250	4,250	±0
2 技能講習に必要な教習の技 能	大型・中型・準中型	1,350	1,350	±0
	普通	1,250	1,250	±0
	特定第一種	1,300	1,300	±0
	大型第二種等	2,050	2,050	±0
3 学科教習に必要な教習の技 能	大型・中型・準中型	1,250	1,250	±0
	普通	1,200	1,200	±0
	特定第一種	1,100	1,100	±0
4 道路交通法第108条の28第4項に 規定する教則の内容となっている事 項その他自動車の運転に関する知識	大型・中型・準中型	1,550	1,550	±0
	普通	1,350	1,350	±0
	特定第一種	1,300	1,300	±0
5 自動車教習所に関する法令 についての知識	大型・中型・準中型	1,550	1,550	±0
	普通	1,350	1,350	±0
	特定第一種	1,300	1,300	±0
6 教習指導員として必要な教 育についての知識	大型・中型・準中型	1,400	1,400	±0
	普通	1,300	1,300	±0
	特定第一種	1,200	1,200	±0
7 自動車運転代行業等に関する法令の知識		2,550	2,550	±0
1 及び 2 のいずれをも免除さ れる場合 (1 及び 2 の合計額に加算される額)	大型・中型・準中型	2,500	2,850	-350
	普通	900	900	±0
	特定第一種	1,100	1,100	±0
	大型第二種等	3,150	3,150	±0
3 及び 4 のいずれをも免除さ れる場合 (3 及び 4 の合計額に加算される額)	大型・中型・準中型	250	250	±0
	普通	100	100	±0
	特定第一種	100	100	±0

改正案

現行

別表第七（第八条関係）

別表第七（第八条関係）

十七 能 檢 定	技 大 型 自 動 車 免 許 又 は 中 型 自 動 車 免 許	六 (略)	十三 〜 十 (略)	(略)	十二 檢 査 手 数 大 型 自 動 車 仮 運 転 免 許 又 は 中 型 自 動 車 仮 運 転 免 許 に 對 し て 受 け て い る 者 に 對 す る 規 定 に よ る 檢 査 (以 下 「 檢 査 」 と い う 。)	公安委員 会が提供 する自動 車を使用 して受け る場合	六千七百 円	二万三千 百円	(略)	(略)	(略)	十一 運 大 型 自 動 車 免 許 又 は 中 法 第 九 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 檢 査 に 係 る 試 験 手 数 料	免 許 又 は 規 定 の 適 用 を 受 け な い 場 合	法第九十 七条第一 項第二号 に掲げる 事項につ いて行う 試験を公 安委員会 が提供す る自動車 を使用し て受ける 場合	七千五十 円	四千四百 円	(略)

十七 能 檢 定	技 大 型 自 動 車 免 許 又 は 中 型 自 動 車 免 許 に 係 る 法 第 九 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 檢 査 (以 下 「 檢 査 」 と い う 。)	六 (略)	十三 〜 十 (略)	(略)	十二 檢 査 手 数 大 型 自 動 車 仮 運 転 免 許 又 は 中 型 自 動 車 仮 運 転 免 許 に 對 し て 受 け て い る 者 に 對 す る 規 定 に よ る 檢 査 (以 下 「 檢 査 」 と い う 。)	公安委員 会が提供 する自動 車を使用 して受け る場合	六千六百 五十円	二万三千 四百五十 円	(略)	(略)	(略)	十一 運 大 型 自 動 車 免 許 又 は 法 第 九 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 檢 査 に 係 る 試 験 手 数 料	免 許 又 は 規 定 の 適 用 を 受 け な い 場 合	法第九十 七条第一 項第二号 に掲げる 事項につ いて行う 試験を公 安委員会 が提供す る自動車 を使用し て受ける 場合	七千四百 円	四千四百 円	(略)

員審査手免許に係る法第九十九条 数料 の二第四項第一号イの規 定による審査(以下「技能 検定員審査」という。)	(略)	(略)	十八 (略)	十九 教 大型自動車免許、中型自動 習指導車免許又は準中型自動車 員審査免許に係る法第九十九条 手数料 の三第四項第一号イの規 定による審査(以下「教習 指導員審査」という。)	(略)	二十 再 準中型自動車免許に係る 試験手 再試験 数料	普通自動車免許に係る再 試験 普通自動車免許に係る再 試験	千九百五 十円	法第百条の二 二千八百 第二項に規定 五十円	する普通自動 車の運転につ いて必要な技 能について行 う試験を公安 委員会が提供 する自動車 を使用して受 ける場合	(略)	(略)
	(略)	(略)										

員審査手 数料 の二第四項第一号 「技能検定員審査」とい う。	(略)	(略)	十八 (略)	十九 教 大型自動車免許又は中型 習指導自動車免許に係る法第九 員審査十九条の三第四項第一号 手数料 イの規定による審査(以下 「教習指導員審査」とい う。)	(略)	二十 再 試験手 再 試験 数料	普通自動車免許に係る再 試験 普通自動車免許に係る再 試験	千九百五 十円	法第百条の二 二千八百 第二項に規定 五十円	する普通自動 車の運転につ いて必要な技 能について行 う試験を公安 委員会が提供 する自動車 を使用して受 ける場合	(略)	(略)
	(略)	(略)										

対する講習（法 第九十七条の 二第一項第三 号イ、第一百 四第二項又 は第一百一条 の四第四項の規 定により認知 機能検査の結 果に基づいて 行うものを除 く。）	小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習（法 第九十七条の 二第一項第三 号イ又は第百 一条の四第二 項の規定によ り認知機能検 査の結果に基 づいて行うも のに限る。）	四千六百 五十円	当該認知 機能検査 の結果が 認知症の おそれが あること その他の 認知機能 が低下し	七千五百 五十円
--	---	-------------	--	-------------

対する講習	当該講習 が法第九 十七条の 二第一項 第三号イ 又は第百 一条の四 第二項の 規定によ り認知機 能検査の 結果に基 づいて行 うもので ある場合	五千二百 円
-------	--	-----------

小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習 (法第九十七 条の二第一項 第三号イ、第百 一条の四第二 項又は第百一 条の七第四項 の規定により 認知機能検査 の結果に基づ いて行うもの を除く。)	二千円	ているお それがあ ることを 示すもの として道 路交通法 施行規則 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	小型特殊自動 車免許以外の 第一種運転免 許又は第二種 運転免許を受 けている者に 対する講習(法 第一百一条の七 第四項の規定 により認知機 能検査の結果 に基づいて行 うものに限 る。)	五千六百 五十円
--	-----	---	--	-------------

小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習	二千二百 五十円			
--------------------------------------	-------------	--	--	--

小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習 (法第九十七 条の二第一項 第三号イ又は 第一百一条の四 第二項の規定 により認知機 能検査の結果 に基づいて行 うものに限 る。)	当該認知 機能検査 の結果が 認知症の おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として道 路交通法 施行規則 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	二千円
小型特殊自動 車免許のみを 円		
(法第一百一条 の七第四項の		

備考(略)	二十七、三十一(略)	(略)	規定により認められず
	(略)	(略)	知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。

別表第八(第八条第一項第十七号関係)

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
一 技能検定大型自動車免許、員として必中型自動車免許又必要な自動車は準中型自動車免許に係る技能検定 員審査	(略)	四千元
二 自動車の大型自動車免許、運転技能に中型自動車免許又関する観察は準中型自動車免許に係る技能検定 員審査	(略)	六千七百元
三 法第八十八条の二十八、中型自動車免許又第四項に規定する教則に係る技能検定 の内容とな 員審査	(略)	(略)
四 自動車教習所に關する法令に於いての知識 許に係る技能検定 員審査	(略)	(略)
五 技能検定の実施に關する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又	二千円

備考(略)	二十七、三十一(略)	(略)	規定により認められず
	(略)	(略)	知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。

別表第八(第八条第一項第十七号関係)

審査細目	区分	手数料の額から減ずる額
一 技能検定大型自動車免許、員として必中型自動車免許又必要な自動車は準中型自動車免許に係る技能検定 員審査	(略)	四千元
二 自動車の大型自動車免許、運転技能に中型自動車免許又関する観察は準中型自動車免許に係る技能検定 員審査	(略)	六千七百元
三 法第八十八条の二十八、中型自動車免許又第四項に規定する教則に係る技能検定 の内容とな 員審査	(略)	(略)
四 自動車教習所に關する法令に於いての知識 許に係る技能検定 員審査	(略)	(略)
五 技能検定の実施に關する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又	二千円

	許に係る技能検定員審査	(略)
六	自動車の大型自動車免許、 運転技能の中型自動車免許又 評価方法に 許に係る技能検定 員審査	千七百五十円 (略)
七	(略)	(略)

備考

一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十七の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千四百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については八百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千五百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については三千百円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十七の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。

別表第九（第八条第一項第十九号関係）

審査細目

区分

手数料の額か

	検定員審査	(略)
六	自動車の大型自動車免許千七百五十円 運転技能の又は中型自動車 評価方法に 許に係る技能 検定員審査	(略)
七	(略)	(略)

備考

一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十七の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千八百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については八百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千五百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については三千百円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十七の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。

別表第九（第八条第一項第十九号関係）

審査細目

区分

手数料の額か

六 教習指導員として必要な教育に準ずる知識	一 教習指導員として必要な運転技能の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	四千元	ら減ずる額
	二 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円	(略)
	三 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円	(略)
	四 法第八十八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつて他の自動車に関する知識	(略)	(略)	(略)
	五 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千五百五十円	(略)
	六 教習指導員として必要な教育に準ずる知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百円	(略)

六 教習指導員として必要な教育に準ずる知識	一 教習指導員として必要な運転技能の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	四千元	ら減ずる額
	二 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円	(略)
	三 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円	(略)
	四 法第八十八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつて他の自動車に関する知識	(略)	(略)	(略)
	五 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千五百五十円	(略)
	六 教習指導員として必要な教育に準ずる知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百円	(略)

七	(略)	(略)	(略)	備考
<p>一 教習指導員審査を受けようとする者が 一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあっては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百円を減ずるものとする。</p> <p>二 教習指導員審査を受けようとする者が 四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあっては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百円を減ずるものとする。</p>				

七	(略)	(略)	(略)	備考
<p>一 教習指導員審査を受けようとする者が 一の項及び二の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあっては、一の項及び二の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百円を減ずるものとする。</p> <p>二 教習指導員審査を受けようとする者が 四の項及び五の項の上欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者である場合にあっては、四の項及び五の項の下欄に定めるところによるほか、別表第七の十九の項の下欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百円を減ずるものとする。</p>				

平成29年度当初予算要求状況について

1 平成29年度施策別予算要求状況

【単位：千円】

施策	基本事業	H29要求(A)	H28当初(B)	増減(A-B)
112	防災・減災対策を進める体制づくり	25,829	152,362	▲126,533
	11202 災害対策活動体制の充実・強化	1,938	83,299	▲81,361
	11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化	23,891	69,063	▲45,172
141	犯罪に強いまちづくり	5,000,369	4,891,623	108,746
	14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化	111,361	1,193,596	▲1,082,235
	14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化	397,154	839,444	▲442,290
	14103 県民の安全を守る活動基盤の整備	4,491,854	2,858,583	1,633,271
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	3,164,097	2,510,993	653,104
	14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進	1,076,957	1,162,891	▲85,934
	14202 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進	0	90	▲90
	14203 安全で快適な交通環境の整備	1,862,784	1,086,322	776,462
	14204 交通秩序の維持	224,356	261,690	▲37,334
行政運営7	公共事業推進の支援	804	718	59
	40701 公共事業の適正な執行・管理	804	718	59
その他(人件費等)		30,543,190	31,534,675	▲991,485
警察費		38,734,289	39,090,371	▲356,109

2 特定政策課題枠

(1) ポストサミット分

事業名	平成29年度要求額
テロ等対策事業(テロ対策パートナーシップ事業)	6,691千円

(2) 社会経済情勢等対応分

事業名	平成29年度要求額
サイバー犯罪対処能力向上事業 (安全かつ活力あるサイバー空間づくり)	2,498千円

3 主な事業

施策112 防災・減災対策を進める体制づくり

- 1 災害警備対策費 【基本事業名：11202 災害対策活動体制の充実・強化】
 予算額：(28) 2,689千円 → (29) 1,938千円
 事業概要：大規模災害発生時における各種警察活動を迅速かつ的確に実施するために、必要な装備資機材等を整備します。

施策141 犯罪に強いまちづくり

1 ストーカー・DV被害者等保護対策事業

【基本事業名：14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化】

予算額：(28) 658千円 → (29) 642千円

事業概要：ストーカー・配偶者暴力事案の認知件数が増加する中、被害者等の安全確保を最優先に対応するとともに、地域精神科医等と連携したストーカー加害者対策を推進し、被害の未然防止・拡大防止を図ります。

2 特殊詐欺被害防止対策事業

【基本事業名：14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化】

予算額：(28) 6,846千円 → (29) 16,603千円

事業概要：特殊詐欺の被害が極めて深刻な情勢にある中、引き続き、県内全小学校と連携した高齢者等への注意喚起を行うとともに、国の交付金を活用し、オペレーターからの架電により県民に直接注意を呼び掛けるコールセンター事業を計画しています。

3 (一部新) サイバー犯罪対処能力向上事業

【基本事業名：14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化】

予算額：(28) 3,091千円 → (29) 5,464千円

事業概要：サイバー空間の脅威が深刻化する中、産学官が連携し、各機関が保有する情報資源等の共有を図り、安全で活力あるサイバー空間を実現させる取組を推進します。

4 テロ等対策事業

【基本事業名：14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化】

予算額：(28) 1,085,638千円 → (29) 7,145千円

事業概要：テロの脅威が依然として厳しい中、伊勢志摩サミットを契機に設立した官民が一体となってテロ対策を推進する「テロ対策パートナーシップ」を持続的に発展させ、テロが起こらないまちづくりを実現します。

5 警察署庁舎整備事業

【基本事業名：14103 県民の安全を守る活動基盤の整備】

予算額：(28) 378,518千円 → (29) 1,921,582千円

事業概要：警察を取り巻く環境変化に対応できる警察署庁舎整備に取り組みます。

施策142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり

1 交通安全県民力向上事業

【基本事業名：14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進】

予算額：(28) 5,976千円 → (29) 5,103千円

事業概要：関係機関・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発活動を推進し、交通事故抑止の原動力となる、交通安全に対する県民力を一層高めます。

2 交通安全施設整備事業

【基本事業名：14203 安全で快適な交通環境の整備】

予算額：(28) 385,543千円 → (29) 1,153,294千円

事業概要：老朽化した信号制御機や摩耗した横断歩道等について、緊急性や優先度を勘案しながら、計画的な更新・塗り替えを推進します。

3 地域交通安全活動推進事業

【基本事業名：14204 交通秩序の維持】

予算額：(28) 2,156千円 → (29) 1,768千円

事業概要：交通安全諸活動のリーダーとして活躍する「地域交通安全活動推進委員」の活動を促進し、地域における交通モラルの向上を図ります。

4 事業の見直し

【金額単位：千円】

区分	細事業名	平成28年度 当初予算額(A)	平成29年度 要求額(B)	差引 (B-A)	説明
休止	沿岸幹部交番の防災拠点化構 想事業費	80,610	0	-80,610	伊勢警察署南島幹部交 番の庁舎建築が終了し たため休止とする。
	飲酒運転0(ゼロ)をめざす取 締推進費	90	0	-90	条例施行から3年が経 過し、飲酒運転による 人身事故も減少傾向に あることから休止とす るが、飲酒運転の取締 りを強化するとともに、 交通安全教育、広報啓 発活動を実施し、規範 意識の定着を図る。
リフォーム	職員福利厚生費 (旧 職員福利厚生費) (旧 健康管理対策費)	69,141	77,765	8,624	事業の効率化を図るた め、健康管理対策 費を職員福利厚生費に 統合する。
	情報化基盤運営費 (旧 情報化基盤運営費) (旧 三重県警察IT化推進事 業費)	137,195	114,444	-22,751	事業の効率化を図るた め、三重県警察IT化 推進事業費を情報化基 盤運営費に統合する。
	警察装備推進費 (旧 警察装備推進費) (旧 装備資機材購入費)	32,879	31,125	-1,754	事業の効率化を図るた め、装備資機材購入費 を警察装備推進費に統 合する。
	警務警察諸費 (旧 警務警察諸費) (旧 人材確保推進費)	17,465	16,923	-542	事業の効率化を図るた め、人材確保推進費を 警務警察諸費に統合する。
	刑事警察費 (旧 刑事警察費) (旧 刑事警察活動推進費)	40,761	39,350	-1,411	事業の効率化を図るた め、刑事警察活動推進 費を刑事警察費に統合 する。
	生活安全警察費 (旧 生活安全警察費) (旧 生活安全警察活動推進 費)	6,493	5,299	-1,194	事業の効率化を図るた め、生活安全警察活動 推進費を生活安全警察 費に統合する。
	通信指令室機器維持管理費 (旧 通信指令室機器維持管理 費) (旧 総合指令警察運営費)	605,181	225,343	-379,838	事業の効率化を図るた め、総合指令警察運営 費を通信指令室機器維 持管理費に統合する。

リフォーム	県民が安心して歩ける防犯まちづくり事業費 (旧 県民が安心して歩ける防犯まちづくり事業費) (旧 安全・安心まちづくりモデル事業費)	23,996	8,653	-15,343	事業の効率化を図るため、安全・安心まちづくりモデル事業費を県民が安心して歩ける防犯まちづくり事業費に統合する。
	サイバー犯罪対処能力向上事業費 (旧 サイバー犯罪対処能力向上事業費) (旧 サイバーポリス110事業費)	3,091	5,464	2,373	事業の効率化を図るため、サイバーポリス110事業費をサイバー犯罪対処能力向上事業費に統合する。
	組織犯罪対策費 (旧 暴力団対策警察費) (旧 暴力団対策推進費)	46,578	13,551	-33,027	事業の効率化を図るため、暴力団対策警察費及び暴力団対策推進費を統合し組織犯罪対策費として再編する。
	少年警察費 (旧 少年警察費) (旧 少年警察活動推進費) (旧 みんなで進める犯罪に強いまちづくり推進事業費)	21,732	20,648	-1,084	事業の効率化を図るため、少年警察活動推進費及びみんなが進める犯罪に強いまちづくり推進事業費を少年警察費に統合する。
	交通警察費 (旧 交通警察費) (旧 交通指導取締費) (旧 交通安全県民力向上事業費)	182,666	24,760	-157,906	事業の効率化を図るため、交通指導取締費及び交通安全県民力向上事業費を交通警察費に統合する。
	県単交通安全施設整備費 (旧 県単交通安全施設整備費) (旧 生活道路・通学路安全対策推進事業費)	179,257	730,827	551,570	事業の効率化を図るため、生活道路・通学路安全対策推進事業費を県単交通安全施設整備費に統合する。
	計	1,447,135	1,314,152	-132,983	

リスクの高い運転者への対策

高齢運転者 対策の推進

1. 新設 臨時認知機能検査・ 臨時高齢者講習

● 臨時認知機能検査

改正前は3年に1度の免許証の更新のとき
だけ受けることとされていた認知機能検査につ
いて、一定の違反行為があれば、3年を待たず
に、受けることになります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下した
ときに起こしやすい違反行為をしたときは、
新設された「臨時認知機能検査」を受けなけ
ればなりません。

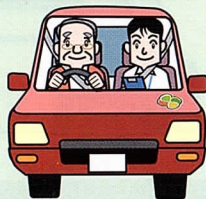


【一定の違反行為の例】

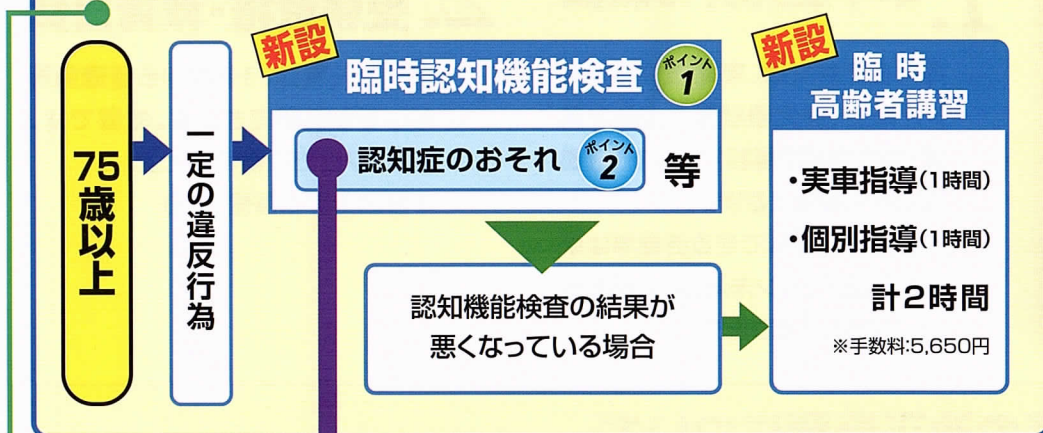
- ・信号無視
- ・通行区分違反
- ・一時不停止 等

● 臨時高齢者講習

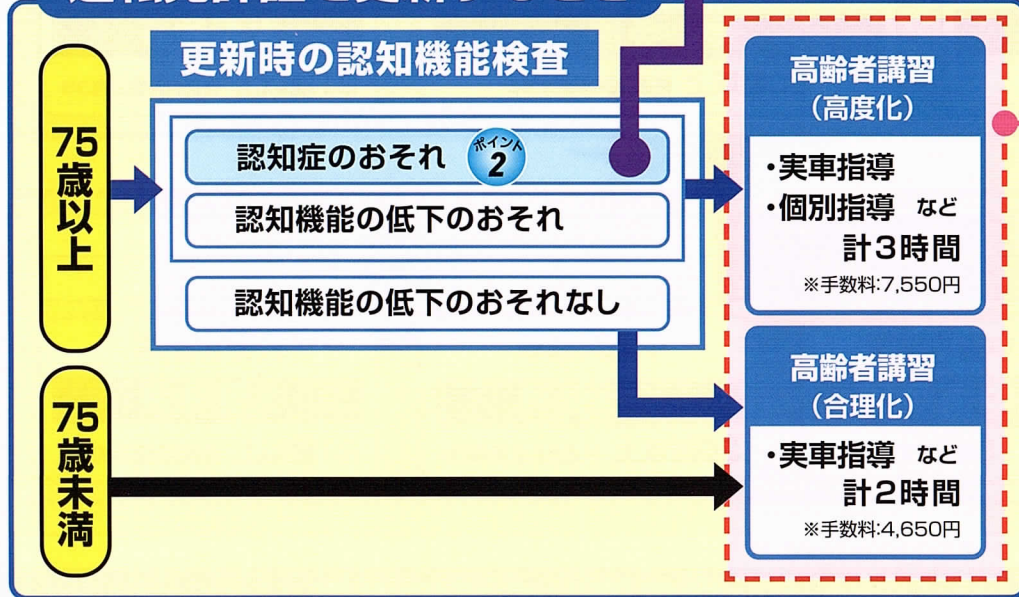
臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下
が運転に影響するおそれがあると判断され
た高齢者は、新設さ
れた「臨時高齢者講
習」(個別指導と実車
指導)を受けなければ
なりません。



一定の違反行為をしたとき



運転免許証を更新するとき



2. 臨時適性検査制度の 見直し

改正前と異なり、認知機能検査で認知症の
おそれがあると判定された方は、違反の有無を
問わず、医師の診断を受けることになります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査
で認知症のおそれがあると判定された方は、
臨時適性検査(医師の診断)を受け、又は、
命令に従い主治医
等の診断書を提出しな
ければなりません。

※医師の診断の結果、認知
症と判断された場合は運
転免許の取消し等の対象
となります。



3. 高齢者講習の 合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の
内容等が変わります。高齢者講習は、75歳
未満の方や、認知機能検査で認知機能の低
下のおそれがないと判定された方に対して
は2時間に合理化(短縮)されます。その他
の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習
となります。



平成29年3月12日
スタート

改正道路交通法が施行されます

裏面もご覧ください!

18歳から取得可能な免許

準中型免許 の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます(普通自動車も運転できます)。普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

■免許の区分、受験資格等の改正概要について

改正前

車両総重量	5トン	11トン
最大積載量	3トン	6.5トン
普通自動車 普通免許 18歳以上	中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年

改正後

車両総重量	3.5トン	7.5トン	11トン
最大積載量	2トン	4.5トン	6.5トン
普通自動車 普通免許 18歳以上	準中型自動車 準中型免許 18歳以上	中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年

18歳から
普通免許なしでもOK!

